

刑事裁判における捜査機関手持証拠の全面開示を求める意見書

2014年3月27日、静岡地方裁判所は、袴田事件について再審開始決定を出し、袴田巖さんが事件発生から48年ぶりに東京拘置所から釈放された。再審開始決定では、死刑判決となった証拠が捏造されたものであることを認め、これ以上袴田さんを拘置し続けるのは「耐え難いほど正義に反する」と述べて、証拠を捏造した警察や、証拠を隠し続けてきた検察を厳しく批判している。この事件の裁判をめぐっては、第二次再審請求において検察側の未提出証拠600点が開示され、有罪判決を覆すこととなった。自白に偏った捜査の在り方とともに、検察官が有罪の立証に不利な証拠を開示せず、裁判官の判断を誤らせた問題が指摘されている。

ところが、法制審議会における新時代の刑事司法制度特別部会が、3年間も議論して今年7月9日に出した「答申案」では、捜査機関の手持証拠の開示については、公判前整理手続対象事件だけに限定した上での証拠リストの開示にとどめ、再審請求事件の証拠開示は見送られた。

現行では、証拠開示を行うかどうかの判断は検察官に委ねられており、どのような証拠を持っているのかも、被告人や弁護人に明らかにされていない。そのため、無罪の証拠が隠される恐れがあり、実際に、再審無罪となった布川事件や東電OL殺人事件を始め、過去の多くのえん罪事件で、検察官が無実の証拠を隠していたことがえん罪を生み出した大きな原因となった。

公正な裁判を行うことは、個人の人権と社会正義を守ることであり、法治国家の基本である。そのためには、警察や検察が集めた証拠は有利不利にかかわらず、すべて明らかにされ、そのもとで事件の審理が行われなければならない。

国においては、万が一にも、無実の証拠が隠されたことで再びえん罪を生まないうために、憲法で保障された公正な裁判の実現と国民の人権を守る立場から、以

下のとおり実現されるよう強く求める。

一、捜査機関のすべての手持ち証拠を、裁判に先立ち、被告人・弁護人に開示するよう法改正すること。

一、再審請求においても同様に、再審請求人・弁護人にすべての証拠の開示をするよう法改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

生 駒 市 議 会